

園芸産地における新規就農者の確保・育成活動

石川農林総合事務所農業振興部



新規就農者に対するトマトの育苗指導



梨園の農地貸借契約調印式

管内の主要な園芸品目であるトマトと梨の産地では、生産者の高齢化が進む一方後継者も少ないため、徐々に生産者が減少しており、担い手確保が喫緊の課題となっています。

このため、当事務所とJA松任トマト部会及び梨部会が連携して、後継者の確保・育成活動に取り組み、平成23年度に、農外から3人の新規就農者が就農することとなりました。

当事務所では、各部会と相談し、白山市在住でトマト栽培を希望するAさん（42歳）と梨を希望するBさん（24歳）の2人について、平成22年4月から地元先進農家で実務研修を受講してもらうとともに、受入農家の経済的負担を軽減するため、人材育成を行う農業経営体に対して人件費と研修費を助成する事業を紹介しました。また、農業経営に必要な基礎的知識を習得できるよう、(財)いしかわ農業人材機構が運営する「いしかわ耕稼塾」を受講するよう指導しました。

農地については、当事務所と各部会が連携して、本人の希望や能力に合ったものを探し、Aさんは野菜ハウス（4棟7a）、Bさんは梨園（60a）を白山市内で賃借することになりました。また、就農計画の作成、農業機械・就農資金の調達等の就農準備を支援するとともに、研修中から栽培講習会等の部会行事にオブザーバーとして参加してもらう等、新規就農者と既存農家が交流できる機会を設けました。

また、定年後の梨経営を希望した金沢市在住のCさん（60歳）は、平成22年4月から「いしかわ耕稼塾」の受講生として技術・知識の習得や就農計画の作成等を進めながら、当事務所や梨部会が協力して農地を探し、白山市の梨園（24a）を賃借することになりました。

当事務所では今回の取組をモデルとして、引き続き、園芸産地における新規就農者の育成と産地継承に取り組んでまいります。

問い合わせ先：石川農林総合事務所農業振興部（076-276-0371）